

大刀洗町告示第44号

令和3年第15回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月24日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和3年12月6日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

森田 勝典

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和3年12月6日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第5号 教育長の任命について

日程第5 議案第35号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第6 議案第36号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第37号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第38号 大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第39号 町道の認定について

日程第10 議案第40号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算 (第7号) について

日程第11 議案第41号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程第12 議案第42号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号) について

日程第13 議案第43号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第6号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 同意第5号 教育長の任命について

日程第5 議案第35号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第6 議案第36号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第37号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第38号 大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第39号 町道の認定について

日程第10 議案第40号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

日程第11 議案第41号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 議案第42号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第13 議案第43号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について

出席議員（11名）

1 番 森田 勝典	2 番 隠塚 春子
3 番 平田 康雄	4 番 野瀬 繁隆
5 番 黒木 徳勝	7 番 平山 賢治
8 番 東 義一	9 番 古賀 世章
10番 松熊武比古	11番 高橋 直也
12番 安丸眞一郎	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	重松 俊一
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	平田 栄一
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	佐々木大輔
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	松元 治美
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	矢野 智行
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	矢永 孝治
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	堀内 智史
監査委員 ……………	村山真知子		

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。現在の出席議員は11人です。

ただいまから、令和3年第15回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申入れがありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、2番、隠塚春子議員、3番、平田康雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

令和3年第15回大刀洗町議会定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告申し上げます。

委員会は、令和3年11月29日午前10時15分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

会期及び会期日程表をご覧頂きたいと思っております。

協議の結果、本定例会会期は、令和3年12月6日から12月15日までの10日間と決定しました。会期日程については別表のとおりです。

12月6日、本会議を行いまして、議案審議をしていただきます。

7日、8日は休会といたします。

9日は本会議を開催し、一般質問を行います。

10日、11日、12日は休会といたします。

13日においては午前中、全員協議会を開催し、自由討議を行います。午後から総務文教厚生

委員会において請願の審議をいたします。

12月14日は休会といたします。

15日においては本会議を再開し、議案審議といたします。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますようお願いし、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月15日までの10日間にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの10日間に決定しました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、請願の付託報告を行います。

本日まで受理した請願は1件です。お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

令和3年第15回大刀洗町議会定例会

請願付託表

令和3年12月6日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第2号	「消費税制度の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」について、シルバー人材センターに及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる適切な措置を講じて頂くよう、国に対して意見書の提出を求める請願書	総務文教厚生委員会

○議長（安丸眞一郎） 次に、検査結果の報告を行います。

監査委員より、令和3年10月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付しております。

次に、第65回町村議会議長全国大会の報告をいたします。

去る11月26日、第65回町村議会議長会全国大会が東京明治記念館において開催されました。例年であれば、全国926の町村議会議長が一同に会して開催されるのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、都道府県町村議会議長会の役員を務める議長のみへの参加に人数が制限されたため、約300名の町村議会議長が参加しての大会となりました。

福岡県町村議会議長会からは正副会長と理事合わせて13名が参加してきたところです。

初めに、主催者を代表して挨拶に立った南雲会長は新型コロナウイルス感染症の影響により地域の経済は大変深刻な状況にある。地域の実情に応じた行政サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保充実が必要不可欠であると強く訴えられました。

続く、来賓祝辞では岸田文雄内閣総理大臣、細田博之衆議院議長、山東昭子参議院議長、金子恭之総務大臣、若宮健嗣デジタル田園都市国家構想担当大臣、野田聖子地方創生担当大臣、堀内り子東京オリンピック・パラリンピック競技大会担当大臣のほか、与党自民党より茂木敏充幹事長、全国町村会会長の荒木泰臣熊本県嘉島町長などの来賓より祝辞が述べられました。ほかにも衆参両院合わせて60名の国会議員の御臨席を頂いたところです。

議事では、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要がある地方議会の位置づけを明確に規定する地方自治法の改正などの早期実現、新型コロナウイルス感染症対策、東日本大震災などの大規模自然災害からの復興及び災害対策に関する3つの特別決議が提案され、満場一致で決定いたしました。

また、大会終了後には令和3年度町村議会議長全国研修会が開かれました。講師は鳥取県知事や総務大臣などを歴任された早稲田大学公共経営大学院教授の片山善博氏で、「住民から信頼され頼りがいのある町村議会となるためには」と題しての特別講演がありました。

なお、本大会の様式や来賓挨拶などは全国町村議長会のホームページにアップされておりますのでご覧いただきたいと思います。

以上で、報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、東義一委員長、登壇して報告願います。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 改めておはようございます。総務文教厚生委員長の東義一でございます。閉会中の総務文教厚生委員会の報告をいたします。

当委員会は、去る11月5日、全委員また議長出席の下、委員会を開催し、令和3年度下半期活動の取組、また令和4年度の年間活動計画についてを議題として協議いたしました。

上半期の活動につきましては、新型コロナウイルス感染拡大のため、非常事態宣言が発令されるなどの事由により十分な活動、調査を行うことはできませんでした。

しかしながら、昨今、感染者が横ばい状態になり、また新たなオミクロン株の感染等が報道される中、こうした状況を踏まえ、下半期の取組を十分注視、協議したところ、ごみ環境対策としてごみ処理、リサイクルについて所管事務である住民課の現況、調査及び意見交換を来年早々日程調整し、実施したいと考えております。

また、2月上旬にあらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロにすることを目指し、資源循環型社会を構築する事業に取り組んでいる北九州エコタウンセンターの視察研修を計画しているところでございます。

次に、令和4年度の計画、活動内容の検討協議については、初めての試みではございますが、定例会を除く月ごとに各課と所管事務のテーマを共有し、意見交換を実施しながら調査研究をしたいと計画をいたしているところでございます。また、先進地視察先の協議については岡山県早島町の教育のまち宣言による取組、また、同じく和気町の生ごみ支援課の取組についての視察研修を計画しているところでございます。

以上で、委員会報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告願います。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めまして、おはようございます。建設経済委員会委員長の野瀬でございます。

閉会中の建設経済委員会の活動につきまして、報告をさせていただきます。

建設経済委員会を令和3年10月28日の9時半から開催をいたしております。出席委員は、全委員と議長の出席の下で開催を行いまして、令和3年度下半期活動計画について、そして令和4年度の活動計画についてを議題として審議を行いました。

最初に、令和3年度下半期の取組についてでございますけれども、当初計画では6次産業化についての先進地及び近隣地域での災害復興の視察研修を予定をいたしておりましたが、いまだに続くコロナ禍の中で日程調整等が非常に厳しい状況にあることから、視察研修については今後状況を見ながらの活動とすることにいたしました。

次に、令和4年度の活動計画についてでございます。

上半期に防災活動に関する視察研修を、下半期には6次産業化及び災害復興について、岡山県の先進市町において視察研修を計画をいたしたところでございます。

また、本町における災害対応あるいは暗渠排水、ため池改修工事などについて適宜所管課との調査を行うことを協議をいたしました。

その他の事項として、実施されました防災無線屋外スピーカーの音達試験について、各委員の間での意見交換を行いました。

以上が、簡単でございますけれども、閉会中の建設経済委員会の報告でございます。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。議会広報委員会は、閉会中5回の委員会と4回の編集会議、1回の広報研修及び3件の視察受入れを実施いたしました。また、講師派遣依頼1件をお受けしました。

所管事務調査について、1、大刀洗議会だよりの発行について。議会だより172号は8月30日の広報委員会に基づき、9月27日から10月12日かけて4回の編集会議を開き作成に当たりました。10月22日に発行しております。行政各位におかれては、お忙しい中に原稿の確認、添削などにご協力頂き感謝申し上げます。次号、173号の発行につきましては、去る12月2日に広報委員会を開き、企画や日程を協議したところでございます。1月22日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは閉会中、16件の記事を更新しております。内容は、本会議に関する事、委員会活動に関する事、議員研修や視察受入れに関する事、その他であります。議会ホームページの運用につきましては10月12日の広報委員会におきまして、現状と課題、今後の運用について事務局より報告を受け、協議を行ったところであります。

3、その他、議会の広報に関する活動。12月定例会の案内チラシを作成し、11月26日に回覧をお願いしたところであります。また、住民アンケートの実施については実施の是非も含め、調査を進めているところであります。

その他の報告事項です。研修について。11月17日、福岡県町村議長会主催の広報研修会が福岡市博多区で開かれ、当町議会からは広報委員5名、事務局2名が参加しました。講師は広報アナリストの吉村潔先生で、午前中は「住民に信頼、共感される議会広報紙づくり」と題して、対話を通しての議会活動、紙面づくりの重要性についての講演でした。午後は実際の紙面を添削していただき、当町議会だよりは一般質問のレイアウトや住民意見反映などについてアドバイスを頂きました。帰庁後、直ちに広報委員会を開き、住民インタビューの継続や若い世代との関係を深めるべきこと、編集マニュアル策定の必要性、また、議会の責務を再確認し、住民に何を伝えるべきか、双方向型の紙面づくりを心がけたいなどの意見が出ました。

次に、視察受入れについて、11月11日に田川郡糸田町議会広報常任委員会から、12日に朝倉市議会広報委員会から視察を受け入れました。両議会とも入札情報の紙面での公開や、リニューアルによる親しみやすい紙面づくりなどに積極的に取り組まれており、当委員会としても大いに参考になったところです。

11月24日、田川郡添田町議会広報常任委員会から視察を受け入れました。通常の視察受入

れと違い、2つのテーブルに分かれて対話型の経験交流を行いました。添田町議会におかれては、住民の皆さんとの対話や詳細な編集マニュアルを作成するなど、先進的な取組が行われており、当委員会としても今後全面的に参考にさせていただきたいと考えております。

講師派遣について。広川町議会より広報に関する講師派遣の依頼を受け、9月29日に委員長が出向き、議会広報の意義や当委員会の活動、紙面の改善点などについて報告をいたしました。

委員会の今後の計画について。11月12日と24日、広報委員会を開き、今年度下半期の活動と来年度の活動計画につき協議しました。今後、議会ホームページの運営、管理に関することや住民アンケートの実施などについて重点的に調査することを決定し、議長へ提出しました。

以上で、広報委員会からの報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 議会運営委員長の黒木徳勝です。閉会中の委員会報告を行います。

11月29日8時45分より協議会室において令和3年第14回大刀洗町臨時会の議会運営について協議をいたしました。出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から重松総務課長の出席を得て協議をいたしました。

審議の内容については、議案の差し替えについてでした。

当日10時15分より、臨時会と同じメンバーで令和3年第15回大刀洗町議会定例会について、これについては報告済みです。

それと、2番目に下半期の活動計画について、3番目に令和4年度活動計画について協議いたしました。

下半期活動計画については、12月23日に全議員の出席を得て、モニターとの意見公開を開催する予定にしております。

1月には議会基本条例の評価、報告を行う予定でございます。

また、令和4年度活動計画については、6月、9月、12月議会モニターとの意見交換会を開催し、8月には開かれた議会としての取組をしている愛知県大口町、幸田町を視察研修する予定です。研修内容は政務活動費条例化、防災・減災対策委員会設置の件でございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会改革特別委員会、高橋直也委員長、登壇して報告願います。高橋直也委員長。

○議会改革特別委員長（高橋 直也） 議会改革特別委員長の高橋直也です。委員長報告をいたします。

全議員で構成する議会改革特別委員会は、先月の11月1日に委員会を招集し、令和3年度の下半期の活動予定と、令和4年度の活動計画案を主な議題として会議を行いました。

今年度、視察予定をしていました広島県府中町と、同じ広島県海田町につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、今回は断念した結果となりました。

令和4年度の活動計画案といたしましては、令和3年度に視察できなかった広島県府中町と海田町を引き続き予定しており、主な視察内容としましては、議員の資質向上に役立てるような政務活動費の在り方について視察、勉強を行っていく予定です。

地方創生で生き残りをかけた魅力あるまちづくりにおいても、二元代表制の一翼を担う議会の立場からも各議員が様々な知識やスキルアップにつながることも今後の議会改革特別委員会の目標と考えております。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで、委員会所管事務調査の報告を終わります。

以上で、議長報告を終わります。

次に、町長より、挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和3年第15回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にも関わりませず御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので本年も残すところ一月足らずとなりました。今年1年を振り返りますと、昨年引き続き、やはりコロナ禍への対応と8月豪雨をはじめとする災害対策に終始した1年であった気がしています。

現在、全国的に新型コロナウイルスの感染状況は落ちついており、大刀洗町でも9月18日以降は新規の陽性者の連絡はないところでございますが、感染が再拡大する国もあり、オミクロン株の動向を含め、今後とも感染動向に注視してまいりたいと考えております。

また、ワクチン接種については大刀洗町では先月までに12歳以上の接種対象者の85.4%に1回目の接種を、83.8%に2回目の接種を完了したところであり、現在、3回目の接種に向け必要な準備を進めているところでございます。

災害対策は、常日頃からの備えが大切です。このため、先月28日、小郡市、大刀洗町と消防や自衛隊、警察などの関係機関が参加して、小郡・大刀洗地域防災訓練を実施したところでございます。

また、防災行政無線につきましては、現在、来年度の設置工事に向け、行政区ごとの説明会を開催するとともに設計のほうを詰めているところでございます。

今後とも住民の皆様の安全・安心の確保に向け防災力の向上に努めてまいります。

先月30日、総務省が令和2年国勢調査の確定値を発表いたしました。大刀洗町の人口は5年前に比べて383人増の1万5,521人と15年ぶりに増加に転じています。この5年間で日本全体で94万9,000人が減少し、全国1,719市町村のうち1,419市町村で人口が減少する中、本町の人口が平成17年の1万5,400人を超え、過去最高を更新したことはこれまで取り組んでまいりました子育て支援や教育環境の充実などの施策が一定評価を頂いた結果ではないかと、大変うれしく思っています。

また、今年の住民協議会では、「ごみを減らすために私たちにできること」をテーマに議論を頂いております。地域の皆様にごみの減量化をどうすれば自分事として捉え、行動いただけるか、提言を期待しているところでございます。

さて、今議会にはふるさと応援寄附金の増加や5年連続となった8月豪雨を踏まえた農業振興や、障害児・者の自立支援などに必要な経費を計上した一般会計補正予算など、一般会計及び特別会計の補正予算4件、行政手続における押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定をはじめ、条例関係が4件、町道の認定1件、そして任期満了に伴う教育長の任命に関する同意案1件、提案いたしております。いずれも重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで、諸報告を終わります。

日程第4．同意第5号 教育長の任命について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、同意第5号、教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。それでは、提案理由及び内容について御説明いたします。

同意第5号教育長の任命について、下記の者を教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、福岡県朝倉市来春303番地12、氏名、柴田晃次、生年月日、昭和34年6月15日生まれ。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、令和3年12月22日をもって教育長の任期が満了するため、新たに教育長の任命をする必要がある。これが提案理由でございます。

2枚目をご覧ください。

今回、提案する教育長の履歴書を記載をしております。御一読ください。

以上で、説明を終わります。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第35号 行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第35号行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第35号の提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第35号行政手続きにおける押印見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由としましては、住民の利便性向上並びに業務の効率化を図るため、行政手続きにおける押印を求める手続の見直しを実施することに伴い、関係条例を改正する必要がある。これが条例案を提出理由である。

これにつきましては、令和2年7月に総務省のほうから地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについての通知が発出されております。具体的な内容としましては、新型コロナウイルス感染対策と、行政サービスの効率、効果的な提供をするために地方公共団体においては積極的に取り組むこととということの内容でございました。

それでは、見直し案について御説明いたします。

2ページをご覧ください。議案書2ページです。

新旧対照表を記載しております。まず、1つ目が大刀洗職員のサービスの宣言に関する条例についてです。左側が新で右側が旧となっております。これは書式の変更でございまして、宣誓書に印を削除した分を新たに載せております。

次、3ページ、4ページをご覧ください。これについては大刀洗町固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表です。ほぼ押印について削っております。まず、旧の第4条、審査の申出については、全て削除をしております。第7条の3、「署名押印」を「押印」を削除して「署名」と変更しています。第8条につきましても「署名押印」を「署名」に変更。第9条、第12条も「署

名押印」を「署名」に変更したところです。

次、5ページをご覧ください。

大刀洗町職員の修学部分休業に関する条例の新旧対照表です。書式の変更です。旧のところに「印」という字を新のほうでは削除しております。

次、6ページです。

大刀洗町職員の高齢者部分休業に関する条例についての書式の変更です。これも同様に「印」の部分を削除しております。

最後、7ページも同様に書式の変更で「印」の部分を削除しております。

1ページに戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由及び内容の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第6 議案第36号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

て

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第36号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。

それでは、議案第36号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明いたします。

議案第36号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、国民健康保険税の未就学児の被保険者均等割額の減額等について、全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、当該条例の一部を改正するものでございまして、今回の改正により、未就学児1人に係る医療分、後期高齢者支援分の均等割額について、その5割を軽減するものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表をご覧ください。

まず、第3条の見出しでございます。こちらは法改正に伴い、見出しに「国民健康保険の被保

険者に係る」の後に「基礎課税額」を加えております。

第5条の2の見出しについても同様の改正を行っております。

続きまして、4ページ、下から6行目になります。第23条を第23条第1項に改正をしております。今回、第23条中に第2項を新たに追加したための改正でございます。

4ページ最後の行についても同様の改正でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第6条、「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」の部分を今回削除していただき、第13条の「同条の」というところを「その減額後の」というふうに改正をしております。

続いて、第23条でございます。第23条第1項の第1号になります。「法第703条の5」をこちらで法改正によりまして「法第703条の5第1項」に改正をしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページにつきましても先ほどと同様、基礎課税額等の追加、それと法改正による法第703条の5第1項に改正をしているものでございます。

6、7ページにつきましては、先ほどと同様、文言の改正となっております。

それでは、8ページをお願いいたします。

8ページが今回新しく新設したものになります。第23条第2項、「国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。（1）第1号、国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額、ア、前項第1号アに規定する額を減額した世帯3,750円」、こちらは7割軽減世帯に関するものでございます。7割軽減世帯につきましては、現在、均等割額が2万円5,000円を7割軽減しまして、7,500円に1人当たりとなっております。それを再度、今回の改正によりまして5割軽減して3,750円になるものでございます。

続きまして、「イ、前項第2号アに規定する金額を減額した世帯、」、こちらが5割軽減世帯でございます。こちらは5割軽減によりまして2万5,000円が1万2,500円、さらに今回の改正により「6,250円」となります。

続いて、「ウ、前項第3号アに規定する金額を減額した世帯1万円、」、こちらが2割軽減世帯でございます。2万5,000円が減額後2万円となり、さらに今回の改正で1万円となるも

のです。

「エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯、」、こちらは軽減がかかっていない世帯でございまして2万5,000円が「1万2,500円」に現額になるものでございます。

続いて、第2号、「国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額、ア、前項第1号ウに規定する額を減額した世帯1,050円、」、こちらも7割軽減世帯でございまして、7,000円が7割軽減により2,100円、さらに5割軽減で1,050円となります。

「イ、前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯1,750円、」、5割軽減世帯でございまして7割が5割軽減で3,500円、さらに今回の改正で1,750円となります。

「ウ、前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯2,800円、」、こちらが2割軽減世帯で7,000円が2割軽減後、5,600円、さらに2,800円となるものでございます。

次のページになります。「エ、アからウまでに掲げる世帯以外の世帯3,500円」、こちらが軽減のかからない世帯でございまして、7,000円が3,500円に軽減をされます。

続いて、23条の2でございます。こちらは「前条の」規定のところを「前条第1項の」ほうに改正を行い、真ん中ほど「前条第1号中総所得金額」という部分を「前条第1項第1号中総所得金額及び」に改正し、最後、「及び」を加えるものでございます。

続きまして、9ページ以降から16ページまでにつきましては、「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改めるものでございます。

それでは、16ページの最後のページをお願いします。様式第1の改正でございます。

17ページをお願いします。様式第1号につきましては、様式の改正に合わせ、今回改正をしております。押印の廃止及び元号の削除を行っております。

では、2ページをお願いいたします。

附則でございます。「この条例は公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の大刀洗町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」ものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第7. 議案第37号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第37号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。私から議案第37号の提案理由及び内容について説明をさせていただきます。

議案第37号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、令和3年度に農村環境整備事業を実施するに当たり、事業費の一部を受益者に負担してもらうことに伴い、当該条例を改正する必要があるためでございます。

2ページの新旧対照表で説明をさせていただきます。

新旧対照表、右側の旧の部分でございます。

第6条の第2項、下線部分、「分担金減免申請書（様式第2号）」とありますものを、新のほうでは「分担金減免申請書（様式第1号）」としております。これは様式第1号が現在存在しないため、様式番号を繰り上げるものでございます。

次に、旧のほうの第3項でございます。同じく下線部分、「分担金減免通知書（様式第3号）」とありますものを「分担金減免通知書（様式第2号）」と同じく繰上げをいたします。

次に、別表でございます。別表の新しい部分、一番下の部分に新設をいたします。「事業名、農村環境整備事業」、「受益者、事業の受益者全員」、「分担率又は額、当該事業費から国県等の補助金を差し引いた残りの金額の2分の1」と加えるものです。こちらについては、農村環境整備事業をこれまでも実施してはりましたが、同じように国県等の補助金を差し引いた残り2分の1を分担金として徴収しておりました。ただ、分担金徴収条例に定めがなかったために、新たに定めを行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

様式についてでございます。右側が旧でございますが、「様式第2号」とありますものを「様式第1号」とします。さらに、その様式の内容についてですけれども、「氏名」の横、「印」の部分、旧のほうですけれども、「印」を削除いたします。これは議案第35号で説明がありました押印見直しに伴うものでございます。

次に、「様式第3号」とあるのを「様式第2号」に繰上げをいたします。

1 ページをお願いいたします。

1 ページの附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。4 番、野瀬繁隆議員。

○議員（4 番 野瀬 繁隆） 野瀬でございます。提案理由に、「令和3年度に農村環境整備事業を実施するにあたり」というふうに書かれております。説明でも、これまでも農村環境整備事業というのをやってきたということではございますけれども、具体的にどのような事業なのかというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

具体的にどういった事業があるかという御質問でございます。

今年度実施する事業を例に取って説明をさせていただきますが、まず、鳥飼区におきまして、災害を起因として水路ののり面が崩壊をするという被害がっております。これについて水路ののり面について張りコンクリートをするという対策を行っておりますが、こちらが県単事業を使って実施をしております。

次に、山隈区において補助整備地区外の取りつけ水路の改修工事を実施する予定でおります。こちらについても県単事業を使って実施をするところで予定をしております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4 番、野瀬繁隆議員。

○議員（4 番 野瀬 繁隆） 別表はちょっとこれを省略されていますけど、例えばこの別表を見たときに一番最初、条例のほうの別表ですけど、一番最初に水路事業とか一番下には暗渠排水事業というような事業名が具体的に記載されておるんです。農村環境整備事業というのは、いわゆる私は農村環境整備事業費というのが款項目節の目の欄にあるものですから、そういう暗渠整備とか水路整備とかも含めての農村環境整備事業だというふうに解していたんです。だから、この別表を見たら、それらも含めて農村環境整備事業というふうにひとくくりで改正されるようですけども、非常に何か紛らわしいなど。もっと具体的なものを水路整備事業とか、既に水路事業の負担金は10分の1というのが一番上に別表で書かれております。それとの違いもあると思うんですけど、何かもっと分かりやすく改正されたかどうかというのは検討されたんだろうかということをお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

事業名が少し分かりにくいのではないかと質問でございますが、こちらの先ほど2つ申し

上げた事業については、福岡県の農村環境整備事業という事業を使って事業を実施するところ
でございます。県の整備事業名がそういうふうになっておりますので、こちらの条例のほうの事業
名についてもそちらを充てておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それともう一点、いわゆる2分の1というその県費補助とか国とか
県の補助があって、残りの金額の2分の1を負担というか受益者負担にしますよと。いわゆるそ
の残りの2分の1は町の負担というふうに考えてよろしいんですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の質問にお答えいたします。

残りの2分の1の2分の1は町の負担かという質問でございますが、これについては補助金額
を差し引いた残りを地元と町で折半するという意味ですので、残りの2分の1については町の負
担ということになります。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） その2分の1という根拠がちょっとよく分からないんです。そうい
う県の農村環境整備事業でそういうふうに指導されているのかちょっと分かりませんが、例え
ば水路とかそういうものを今、農業者は非常に大変ですから、2分の1を4分の1にして、残り
4分の3を町が負担するとか、そういう検討はなかったんですか。

○議長（安丸眞一郎） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

2分の1以上の検討をしているかどうかという御質問でございます。まず、2分の1というの
が、なぜ2分の1になっているのかと申し上げますと、同じく農林災害復旧事業という国の事業
がございますけれども、こちらについても差し引いた残りの金額の2分の1を地元負担とする
という規定がございます。これにならっているところがございます。国、県の補助事業につい
ては、例えば今回補正予算で計上しております床島堰の災害復旧事業についても国の負担が65%
ございまして、残りの35%を構成市町村と受益者である床島堰で折半をするということがあり
ます。一つの慣例ではないかというふうに考えております。まず、2分の1という数字に関して
はそれでございます。

さらに、災害が続いているので農家の方の負担を考えて、さらに4分の1とかそういったと
ころを検討したかというところでございますが、これについては、要綱で定めて検討するつもり
でございます。ちょっと中身までは細部までは詰め切っておりませんが、状況によって災害に起因し

たものについては減ずるなどの要綱を定めることを予定しております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、名前にこだわるわけではございませんけど、先ほど農村環境整備事業というのは県の事業としてありますということでございます。例えば、その暗渠排水なんかは国とか県の補助としてあるんですけど、やっぱり名前が違うんです。だから、非常にこの特に農業関係のそういう補助金とか助成金とかいうのはいろんな名前が違ってから、我々が予算とか決算を審議するときに非常に分かりにくいんです。ましてや町の款項目節で言えば、農林水産業費の中の目でちゃんと農村環境整備事業費というのがうたってあって、節のところその暗渠排水工事とかそういうのが出てくるから、これなんだなというのが分かるんです。だけど、そのまま農村環境整備事業というふうに書かれたら、じゃあ節のところもそういう農村環境整備事業と書いてあるのかといたら、今、具体的に鳥飼云々という事業になっていますので、非常に分かりにくさをちょっと改善してもらいたいなというのをちょっと要望しておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで、1日目の質疑を終わります。

**日程第8. 議案第38号 大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第38号大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田です。よろしくお願ひいたします。議案第38号について、内容説明を行います。

議案第38号大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由につきましては、鉄道や路線バス等の利便性を向上させるため、駅やバス停等の周辺に駐車場等を整備したことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるということでございます。

それでは、新旧対照表により御説明差し上げたいと思います。

2ページをお願いいたします。

2ページ、新旧対照表、右側が旧、左側が新となっております、旧表、第1条にあります下線部、「大刀洗町駐車場・駐輪場」とありますものを新の表をご覧ください。「駐車場・駐輪場及び待機場」としております。

つづきまして、第2条でございます。第2条は4項目を新設するものでございまして、新の表をご覧ください。第2条、「(3) 本郷駅前待機場、大刀洗町大字本郷2389番地3」、「(4) 大堰駅前待機場・駐輪場、大刀洗町大字富多1335番地3」、「(5) 観光バス・路線バス利用者用駐車場、大刀洗町大字上高橋1652番地1」、「(6) 大刀洗小前多目的駐車場、大刀洗町大字上高橋793番地1」、以上4項目を新設するものであります。

また、第4条にあります次のページをご覧ください。

旧表にございます1項の「他の自動車、自転車、バイク等の駐車・駐輪」とありますものを、新表をご覧ください。「他の自動車等の駐車、駐輪及び待機」としております。

次に、第5条の旧表にございます「駐車・駐輪を拒否することができる」とありますものを、新表をご覧ください、「駐車等」と改正するものでございます。

1ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、大刀洗町駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第9. 議案第39号 町道の認定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第39号町道の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 建設課の棚町でございます。議案第39号の町道路線の認定につきまして、提案理由と内容を説明いたします。

議案第39号町道の認定について、道路法第8条第2項の規定により、町道路線を別紙のとおり認定する。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしましては、大刀洗町開発行為等整備要綱に基づく市道の寄附手続の完了に伴い、町道路線の認定を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

表に記載しております路線が町道路線になります。番号が367号で、路線名は北鶴木22号線です。起終点は起点が鶴木字栗崎1440番181地先で、終点は鶴木字栗崎1440番198地先です。道路の延長は168メートルで幅員が6メートルの路線でございます。

10ページの図面をご覧ください。

位置図になります。こちらの場所は町道西大刀洗北鶴木線沿いで、北鶴木公民館東側に位置する宅地分譲地に開発された箇所になります。図面の緑の線が町道路線の認定を提案する北鶴木22号線で、道路の形状はP字型になっております。

次のページをご覧ください。

緑の部分が北鶴木22号線で、道路の幅員が6メートル、路線の延長が168メートルの道路です。開発戸数が22区画、カーブミラーを1440の183付近、出口安全のため、町道西大刀洗、北鶴木線にそれぞれ開発業者負担で設置しております。

今回の開発区域は令和3年10月25日に完了検査を実施しまして、道路が町道の基準に適していました。以上の経緯で新規に367号の北鶴木22号線を町道として認定することを提案させていただきます。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第10. 議案第40号 令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第40号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案の提案内容及び理由について御説明いたします。

議案書を1枚めくってください。

議案第40号令和3年度大刀洗町一般会計補正予算（第7号）。

令和3年度大刀洗町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億2,205万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億4,193万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、内容について御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたします。

提案書の9ページをご覧ください。9ページです。

まず、2款1項1目一般管理費、補正額70万円の減、これにつきましては13節の使用料及び賃借料としまして、住宅借上料で121万5,000円を減額しております。これは職員の東京実務研修終了に伴い、家賃6か月分を減額したものでございます。

次に、5目財産管理費、補正額2億4,350万、これは24節の積立金です。後から歳入のほうで御説明いたしますが、寄付金としてふるさと応援寄付金として4億9,000万円を計上しますので、その約2分の1ということで2億4,350万円を基金積立金として計上しております。

次に、19目ふるさと応援寄付金事業、補正額2億4,650万、12節委託料、これも先ほど申し上げました12月に計上します歳入の寄付金4億9,000万円の2分の1をふるさと応援寄付金事務委託料として経費として歳出計上しております。

22目地域公共交通対策費、補正額82万6,000円、これは18節の負担金補助及び交付金として、コロナ禍における減収分の構成市町村の支援金ということで、甘木鉄道事業継続支援金として82万6,000円を計上しております。

次に、10ページをご覧ください。

3款1項2目障害児・者自立支援費、補正額9,244万円、まず、19節の扶助費として7,919万を計上しております。まず、障害児介護訓練等給付金3,600万円、これは報酬改正と利用者の増による増額でございます。

次に、補装具給付金150万円、これは申請が多かったために増額をしております。障害児通所支援3,874万円、これは報酬改正と利用者の増による増加でございます。

障害児計画相談支援給付金200万円、これも新規を含め相談者の増があったために増加をしております。

22節償還金利子及び割引料1,325万円、これにつきましては令和2年度の実績に基づき確定したための返還金でございますので、説明は省略いたします。

次、11ページをご覧ください。

3款1項7目ひとり親家庭等医療費、補正額110万円、19節の扶助費としてひとり親家庭等医療費給付費で110万円を計上しております。

次に、8目介護保険推進費、補正額422万1,000円、22節の償還金利子及び割引料として、令和2年度総合事業等事業費配分金返還金、これは令和2年度の実績に基づき金額が確定したための返還金でございます。

次に、12ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費、補正額3,832万3,000円。

まず、18節負担金補助及び交付金として102万円を計上しています。主なものは延長保育促進事業費補助金として100万円、これは4つの園に25万円を補助するもので、100万円を計上しております。

19節扶助費、金額は1,657万9,000円、内訳は、まず海の星保育園委託費657万9,000円、増額したのは当初の見込み数よりも入所者が増加したための増額です。

1号認定施設型給付金130万円、認定こども園2号・号認定施設型給付金230万円、甘木双葉幼稚園1号認定施設型給付金430万円、甘木幼稚園1号認定施設型給付金200万円等を計上しております。

次、22節償還金利子及び割引料として2,067万4,000円を計上しております。これは令和2年度の実績により金額が確定したための返還金でございますので、説明は省略いたします。

13ページをご覧ください。

3款2項3目子ども医療費、補正額1,072万円、19節の扶助費です。1,000万円、子ども医療費給付費1,000万円計上です。これは受診者の増と償還払いの増加により計上をしております。

4款1項6目健康増進事業費、補正額376万2,000円、12節の委託料、内容としましては健診結果等標準化整備事業委託料132万円、健診情報連携システム整備事業委託料として244万2,000円を計上しております。

次、14ページをご覧ください。

5款1項4目農業振興費、補正額7,332万7,000円、これは18節の負担金補助及び交付金として、主なものは、まず農業用機械施設復旧支援事業補助金418万9,000円、被災園芸産地改植等支援事業1,030万2,000円、被災大豆農家営農継続支援事業373万6,000円、被災園芸農家経営安定緊急対策事業5,510万円等でございます。

次、9目農業農村整備費、補正額224万9,000円、これは18節の負担金補助及び交付金として220万9,000円、説明は農業用施設災害復旧事業費補助金（床島堰土地改良区）、これは場所としましては佐田川と交差しているサイフォンがありまして、その佐田川の下流部分にコンクリート補強をされていた部分が先日の大雨により壊れたための復旧費及び本体工事費の計上でございます。

次、15ページをご覧ください。

5款1項10目農村環境整備費、補正額330万円、これは14節の工事請負費でございまして、山隈地区取付水路工事費、これは町道松崎山隈線の大刀洗川右岸部分の用水工事でございます。

7款3項2目公共下水道費、補正額1,215万円の減、これは繰出金から同額を減額しております。

次に、7款5項3目地域優良賃貸住宅費、補正額156万4,000円、これは14節工事請負費として、スカイラーク大堰駅前の補償工事費でございます。

次、16ページをご覧ください。

7款7項1目公園管理費、補正額429万7,000円、14節の工事請負費でございまして、まず、大刀洗公園の水鏡池循環ポンプ改修工事250万円、これはポンプの改修工事でございます。

次に、大刀洗公園ベンチ設置工事、これは6か所にベンチを設置するもので、174万9,000円を計上しております。

次、ちょっと飛びまして、18ページをご覧ください。

18ページ、9款6項1目保健体育総務費、補正額117万5,000円、これは12節の委託料としてひばりロードマラソン大会の運営業務委託料ということで、コロナ感染対策も含めて、大会の申込みから大会当日の業務を委託するものでございます。

以上が、歳出でございます。

次に、歳入について御説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。6ページです。

歳入です。

14款1項1目民生費国庫負担金、補正額4,016万1,000円、これは社会福祉費負担金、1節でございまして、障害者自立支援給付費負担金が2分の1で1,797万5,000円、障害児入所給付費等負担金2分の1で2,037万円、障害児入所給付費等負担金、これは過年度精算分として2分の1で181万6,000円です。

次に、14款2項2目民生費国庫補助金、補正額151万円、2節の児童福祉費補助金として122万5,000円です。主なものは児童手当制度改正実施円滑化事業補助金79万2,000円等を計上しております。

次に、3目衛生費国庫補助金、補正額162万3,000円、1節の保健衛生費補助金として、大きいところで健診情報連携システム整備事業補助金115万5,000円です。

15款1項1目民生費県負担金、補正額1,932万円、これは1節の社会福祉費負担金とし

て1,999万3,000円で、まず、障害者自立支援給付費負担金4分の1、898万7,000円、障害児入所給付費等負担金4分の1、1,018万5,000円と、障害児入所給付費等負担金、これは過年度精算で4分の1、82万1,000円です。

次、7ページをご覧ください。

15款2項2目民生費県補助金、補正額367万3,000円、大きいところで6節の子ども医療費補助金182万7,000円でございます。

次に、4目農林水産業費県補助金、補正額6,827万7,000円、これは1節の農業費補助金として、主なものとしましては真ん中から下ぐらいでございます。福岡県農業整備総合事業（農村環境整備事業）118万8,000円、被災園芸農家経営安定緊急対策事業5,010万円、被災園芸産地改植等支援事業981万2,000円、被災大豆農家営農継続支援事業249万1,000円、農業機械・施設災害復旧支援事業補助金357万4,000円でございます。

次、8ページをご覧ください。

17款1項1目一般寄附金、補正額4億9,051万1,000円、これはふるさと応援寄附金でございます、当初、約5億1,000万円ほど計上しておりまして、今回の補正で4億9,000万円ほど計上するものです。

2節ふるさと応援寄附金、4億9,000万円でございます。

18款1項1目基金繰入金、補正額997万9,000円、これは4節のふるさと応援基金繰入金として997万9,000円を繰入れするものです。

19款1項1目繰越金、補正額8,561万8,000円、これは前年度繰越金として繰り入れるものでございます。

20款3項1目の雑入、これも金額が少ないので省略させていただきます。

最後に、予算提案書の3ページをご覧ください。3ページに「第2表 債務負担行為」を記載しております。事項としましては、戸籍総合システム賃借料、期間は令和3年度から令和9年度まで、限度額2,292万6,000円を負担行為として計上させていただいております。

以上で、提案の内容及び理由について説明を終わります。

御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第41号 令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第41号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第41号につきまして、御説明をいたします。

表紙をおめくりください。

議案第41号令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和3年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,160万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億940万9,000円とする。

第2条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費、補正額が127万2,000円でございます。この中で12節になります。総合行政システム改修委託料としまして217万8,000円を増額補正させていただいております。こちらは、先ほど子供の均等割額の減額についての条例の説明をさせていただきましたが、この導入に係るシステム改修でございます。

続きまして、2款1項1目一般被保険者療養給付費で1億円の増額補正となります。内容としましては、一般被保険者療養給付費でございますが、今年度の医療費が令和2年度に比べまして入院が約5,000万円、外来が約3,000万円の増加をしております。また、件数も増加していることによりまして、今回1億円の増額補正をさせていただいております。

続きまして、2款2項1目一般被保険者高額療養費で3,000万円の増額補正でございます。こちらも一般被保険者の高額療養費の増加により3,000万円の増加をさせていただいております。

7ページをお願いいたします。

2款5項1目葬祭費で30万円の増額補正でございます。当初予算で18名の葬祭費を組ませていただいておりますが、現在、15名分の葬祭費を支出しております。3月までの予算としまして30万円の増額をさせていただいております。

最後に、5款2項2目保健事業費におきましては、社会保険料としまして3万円の増額をさせていただいております。

5ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金で1億3,217万8,000円の増額補正でございます。
1節の普通交付金としまして1億3,000万円、こちらは支出の一般被保険者療養給付費並びに高額療養費の分でございます。

2節特別交付金につきまして217万8,000円でございますが、こちらはシステム改修による特別調整交付金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金としまして、90万6,000円の減額補正としまして、職員給与費の繰入れを減額しております。

最後に、7款1項1目繰越金としまして33万円ということで、前年度繰越金を充てさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第42号 令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第42号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第42号について説明をさせていただきます。

表紙をおめくりください。

議案第42号令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和3年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ69万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,229万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、6ページの歳出から御説明をいたします。

1款1項1目一般管理費で20万円の増額補正となっております。こちらにつきましては、職員の時間外勤務手当の不足により20万円の補正をさせていただいております。

続いて、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金89万8,000円の減額補正でございます。内容としましては、保険料等負担金の減額でございますが、こちらは保険基盤安定負担金の確定による減額をさせていただいております。

続きまして、5ページの歳入をお願いいたします。

3款1項1目事務費繰入金として20万円の増額補正でございます。こちらは職員の時間外勤務手当に関する事務費の繰入金額です。

同じく3款1項2目保険基盤安定繰入金としまして、89万8,000円の減額補正でございます。こちらは基盤安定負担金の確定による繰入金の減額とさせていただいております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第13. 議案第43号 令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第13、議案第43号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは、議案第43号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、提案の内容を御説明させていただきます。

議案書を1枚おめくりください。

議案第43号令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）。

令和3年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億354万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月6日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは、歳出予算はございませんので、歳入予算を御説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

4款1項1目1節一般会計繰入金、公共下水道分で1,215万円の減、6款1項1目雑入1節雑入、筑後川中流右岸流域下水道維持管理負担還付金1,215万円の増でございます。これは令和2年度の福岡県の筑後川中流右岸流域下水道維持管理費の決算におきまして発生した維持管理負担金の残額でございます。還付金の発生する主な原因としまして、機器修繕事業で入札を行うため、当初予定しておりました金額より落札率が低ければ、大きく還付金が発生することと、処理場での支出削減の取り組みが主な原因でございます。ちなみに、令和元年度の決算は5,640万円の還付金があります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから、質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） すみません、1点だけちょっと確認だけさせていただきます。

今、筑後川中流右岸流域下水道維持管理費負担金の還付金ということで1,215万円ですが、計上されて内容まで説明していただいたから分かったんですけども、この負担金は終末処理場負担金と、こういうふうになっているんです、項目的には。その精算でよろしいんですか。1億5千数百万円、毎年、終末処理場維持管理負担金というふうになって、負担金が1億5,000万円、予算書なんか計上されておるんですよね。今回、返ってきてるのは下水道維持管理費負担金還付金というふうになっていますので、これは処理場関連ではなくて県が管理している管路というか、それまで含めての負担金なのか、ちょっとそこら辺が分かれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。

野瀬議員がおっしゃられておられましたとおり、県のほうの分でございます。一応処理単価と決算処理を計算して、各2市1町で負担しているものでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前10時41分
